

## 令和元年度 第6次葛飾区消費生活対策審議会議事録(第1回) (概要)

開催日時：令和元年12月16日(月)午前10時00分から10時45分まで

開催場所：葛飾区消費生活センター消費者学習室

出席者：江川委員、黒崎委員、白井委員、林委員、室井委員、矢頭委員、谷茂岡委員(五十音順)

配布資料名・次第

- ・委員、事務局名簿
- ・第6次葛飾区消費生活対策審議会審議内容案(概要)(略)
- ・「葛飾区消費生活対策アクションプログラム」(略)
- ・「2020年版くらしの豆知識」(略)
- ・民法の一部を改正する法律(成年年齢関係)(略)

### <事務局>

おはようございます。

第6次葛飾区消費生活対策審議会(第1回)にご出席いただき、ありがとうございます。

開会に先立ちまして事務局から酒井産業観光部長から委嘱状を交付させていただきます。

酒井部長、よろしくお願いいたします。

「各委員への委嘱状交付」

ありがとうございました。

酒井部長から、ご挨拶を申し上げます。

「酒井部長ご挨拶」

ありがとうございました。

### 1 開会

(事務局) それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

ただ今から、第6次葛飾区消費生活対策審議会(第1回)を開催いたします。本日は定足数を満たしています。任期は2年になります。よろしくお願いいたします。

### 2 委員自己紹介

(事務局) 委員名簿の上から順に、自己紹介をお願いいたします。

### 3 事務局紹介

(事務局) 事務局の紹介をいたします。

### 4 会長選出

(事務局) 今次の会長を選出したいと思います。

会長の選出は、委員の互選により決めることになっております。

いかがいたしましょうか。

(委員) 室井委員にお願いしてはどうでしょうか。

(事務局) 室井委員とのご意見が出ましたが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

それでは、室井会長よろしくお願ひいたします。

室井会長、一言、ご挨拶をお願いいたします。

「室井会長ご挨拶」

ありがとうございました。

### 5 職務代理人選出

(事務局) 室井会長、職務代理人の選出をお願いいたします。

(会長) 最初に、葛飾区消費生活条例施行規則第21条第4項の規定により職務代理人を置く必要があります。

私からの指名ということで、前回もお願いをしていた谷茂岡委員ではいかがでしょうか。

「異議なし」

それでは、谷茂岡委員よろしくお願ひします。

谷茂岡職務代理人、一言、ご挨拶をお願いいたします。

「谷茂岡職務代理人ご挨拶」

ありがとうございました。

### 6 今次の審議内容及び審議の進め方について

(会長) 審議に入る前に、本日、傍聴希望者が1名手続きされております。

葛飾区消費生活条例第27条第7項は、「審議会の会議は、公開とする。

ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。」と定めています。  
本日の議題では、非公開にする特別の理由がありませんので、公開といた  
したいと考えますが、よろしいでしょうか。

(全委員) 「異議なし」

(会長) それでは入室していただいでください。

「傍聴者入室」

傍聴される方をお願いいたします。  
審議内容についての発言はお控えください。  
また、写真、ビデオ撮影及び録音はお控えください。  
最初に、資料の確認を事務局よりお願いいたします。

(事務局) はい、それでは資料の確認をさせていただきます。

「配布資料読み上げ」

(会長) ありがとうございます。

6「今次の審議内容及び審議の進め方について」に入ります。  
事務局、説明お願いします。

(事務局) 説明させていただきます。

本審議会は、平成20年に条例第27条に基づき区長の附属機関と  
して設置され、今回で、第6次の審議会となります。前々回の第4次  
の本審議会では、「消費者教育の推進に関する法律」の制定を受けて、全  
世代に対する消費者教育の推進についてご意見をいただき、平成29  
年3月に「葛飾区消費生活対策アクションプログラム」を策定いたしま  
したが、3年が経過しようとしております。この間、平成30年6月  
には、成年年齢の20歳から18歳への引下げが決まりました。

そこで、今回の第6次の本審議会におきましては、成年年齢の引下げ  
を踏まえつつ、「葛飾区消費生活対策アクションプログラム」全体の見  
直しを行っていただければと考えております。最終的には、条例第27  
条第3項に基づき、ご意見を頂戴できればと考えております。  
詳しくは、配布しました資料の「第6次葛飾区消費生活対策審議会審議  
内容案(概要)」によりご説明いたします。

葛飾区消費生活対策アクションプログラムの見直しということで、お

配りしました同プログラムの冊子を見ながら説明していきます。

(1)の本プログラムの策定経緯ですが、本プログラムは、第3次、第4次の本審議会の審議を受けて策定されたものでありまして、葛飾区が今後取り組むべき方向性を示しています。

(2)の具体的な施策の方向については5ページに記載していますように、まず、全世代を対象としつつ、特に70歳以上の高齢者及び次世代の担い手である30歳未満の若者に重点を置くとともに、障害のある方にも配慮する内容になっています。次に、生活の管理と契約力の強化ということで、消費生活センターの機能強化に重点を置いたものになっています。さらに、消費者市民社会の構築ですが、「消費者市民社会」という言葉は、消費者教育推進法において初めて使われ、地域の関係団体との連携や消費生活サポーターの育成を目指すものになっています。最後に、情報とメディアの活用ということで、最近の様々なツールを使って事業内容の紹介や啓発活動を行っていくものとしています。

この4つの方向性に基づいて、従来から行っている事業に加えまして、新たに行う事業を示したところであります。具体的には、6ページ、7ページに3つのジャンルに分けて提示しています。

次に(3)の本プログラムを取り巻くその後の法令等の改正状況ですが、まず、消費者安全法の改正です。これを受けまして、前回第5次の本審議会におきまして、消費者の安全・安心を推進するための方策について審議いただき、本年6月に区長に対して意見を頂戴しました。続きまして、先ほどからお話しが出ていますが、民法の改正ということで、A4判横書きの資料を配布させていただきました。この資料は、法務省が作成したものであり、具体的には民法第4条を改正し、成年年齢を20歳から18歳に引き下げるものです。これは、一人で有効な契約をすることができる年齢、あるいは親権に服することがなくなる年齢が下がるということです。この引き下げは、2022年(令和4年)の4月1日から実施されることになっています。今の中学校3年生が18歳になる時から実施されるということから、今後、中学生、高校生に対する早期の消費者教育が特に重要になってくるものと考えております。

最後になりますが、今申し上げました状況を踏まえていただくとともに、先ほどご説明しましたアクションプログラムの6ページ、7ページに提示しました事業の進捗状況も検証していただき、ご意見を頂戴できればと考えております。2年間よろしく願いいたします。

(会長) ありがとうございました。

今のご説明に対して、何かご意見はございますか。

(委員) 配布資料の(2)に書かれている4つの具体的な施策の方向性について、

葛飾区として何を優先するべきかということを中心に少し議論をしてみ  
てはどうでしょうか。

(委員) アの全世代を対象という部分ですが、前回第5次の本審議会において、  
高齢者を中心にした意見を具申したので、今回は、先ほども話しが出てい  
ましたが、若者を中心にした意見具申になりますか。

(事務局) 確かに、前回の第5次の審議会では高齢者の見守りネットワークの構  
築という内容で提言を受けましたが、福祉部門、さらには成年後見制度  
の関係では社会福祉協議会との連携が必要であることから、高齢者の  
問題については引き続き検討していただくことになると考えています。  
一方、若者に関しましては、先ほどから申し上げているように、成年年  
齢の引下げが決まったことにより、今回、新たに検討を加えていただく  
ことになると考えています。

(委員) 今言われた成年後見制度におけるネットワークの構築につきましては、  
現在、葛飾区でも中核機関の設置と地域連携ネットワークの構築という  
視点から、葛飾区社会福祉協議会への委託事業の形で計画を立てられて  
いるように思います。これは、国の平成29年度からの5か年計画に基づ  
いて進められており、現在中間の時期であり、おそらく2年後ぐらいには  
葛飾区の中にも関係部署が設置されるように聞いております。実は、私自  
身、検討部会のメンバーとして参加させていただいております。いずれに  
しましても、今後は、庁内連携として消費生活センターと福祉部門との連  
携が必要になってくるものと思われま。

(事務局) 庁内の検討状況につきましては、今後、可能な限り情報提供してい  
きたいと思えます。

(会長) 他に何かございますか。

(委員) エの情報とメディアの活用ですが、現在、どのようなことをやられてい  
ますか。

(事務局) 啓発チラシですと、最近でははがきによる架空請求に関して、注意  
喚起のために区独自に作成し、関係部署に置いて区民向けに配布する  
といったことを行っていまして、被害の大きな事案につきましては、で  
きる限り機敏に対応するようにはしています。それから、最近はバスの  
車内にもポスターを掲示させていただき、消費生活センターの周知に  
努めていますが、まだまだ十分な広報活動を行えてはいないと考えて

います。

(委員) 犯罪情報について葛飾区はネットで発信していますが、項目としては消費者被害、侵入盗、自転車盗の3つです。ただ、その内容が具体的ではなく、例えば消費者被害で言えば、どんな内容の詐欺か、それが解決したかどうか、犯罪が成立しているかなどの情報が書かれていません。この情報は警察からのものだと思いますが、具体的な内容も発信していただければ、少しでも被害の抑止力向上になるものと思います。

(会長) ありがとうございます。

災害発生のように、このような被害の発生に関しても区レベルで伝えることは難しいですか。

(事務局) 区ではなく、警察署のほうで、「この地域で今詐欺の電話がかかっています。ご注意ください」といった内容の広報カーを走らせることはあるようです。

(会長) 区では難しいですかね。

(事務局) こちらとしましては生活安全課に情報提供し、こういう詐欺事案につきましては、広報紙に載せるようにはしています。以前よりは、被害防止の効果も出ていると考えています。それと、高齢者につきましては、高齢者総合相談センターに相談に行くことも多いことから、第5次のご意見にもありましたが、こちらと高齢者総合相談センターとの連絡シートの活用も考えております。

(会長) 他に何かございますか。

(委員) 相談員さんは忙しいとは思いますが、時々FM放送に出ただけ、事例を紹介していただいています。周りの人から放送を聞いていたという声もあるので、できたら、もう少し多く出ただければと思います。

(会長) 他に何かございますか。

(委員) 前回第5次の具申内容も踏まえて審議していただければと思います。

(会長) 他に何かございますか。

ないようでしたら、本日の審議内容を踏まえまして、今後の審議の進め方について確認します。

まずはネットワークの構築をどうやっていくか、2番目としては犯罪情報を区民にどうやって伝えるか、3番目としましては見守り体制の構築をどうやっていくか、さらには、先ほどから話しが再三出ていますが、4番目としましては成年年齢の引下げに伴う対応をどうするかを当面の課題として検討していくことでよろしいですか。

(全委員) 「異議なし」

(会長) 他に何かございますか。

(委員) 次回の検討に当たりまして、できましたら事前に配布資料をいただけたら助かります。

(事務局) わかりました。

開催通知文の送付の際に併せて送れるように努めます。

## 7 その他

(会長) 次に、7その他「2020年版くらしの豆知識の配布」に入ります。事務局説明をお願いします。

(事務局) はい。説明させていただきます。

本冊子は、毎年、作成・発行をしております。今年度も先月末から区民の方向けに配布しています。この冊子につきましては、消費者トラブルの対策に役立つということで大変好評で、本庁舎だけではなく、各施設にも置きお配りをしています。今年度の特集テーマは2つあり、一つは若者向けに「ひとり立ちを応援！消費生活ナビ」、もう一つは昨今の災害の多さを踏まえて「災害に備える」となっています。

(会長) ありがとうございます。

今のご説明に対して、何かご意見はございますか。

(委員) 豆知識の作成部数はどのくらいですか。

(事務局) 本年度は3,500部です。

(会長) 他に何かございますか。

ないようでしたら、ご説明ありがとうございました。

それでは、次回はいつ頃になりますでしょうか。

(事務局) 事務局としましては、令和2年3月23日(月)10時からを考えております。

(会長) 事務局の提案について、いかがでしょうか。

(委員) その日は1日都合が悪いです。

(事務局) わかりました。  
改めて調整させていただきます。

(会長) では調整よろしく申し上げます。

## 8 閉会

(会長) 第6次葛飾区消費生活対策審議会第1回を閉会します。  
どうもありがとうございました。